

特掲診療料

【コンタクトレンズ検査料1~4】

コンタクトレンズ装用のために受診の方の診療（眼科学的検査）に係る費用は次のとおりです。

基本診療料	特掲診療料
初診料 291点	コンタクトレンズ検査料1 200点（4の場合は50点）
再診料 71点	
明細書発行体制等加算 1点	

コンタクトレンズ装用のために受診の方であっても、診療内容等により異なった診療費用を算定する場合があります。

コンタクトレンズ装用のために受診の場合、当院で過去にコンタクトレンズ検査料を算定されたことのある方の基本診療料は再診料を算定いたします。

診療医師名: 山名敏子

眼科診療経験: 昭和50年から眼科診療

【一般名処方加算/外来後発医薬品使用体制加算1~3】

当院では後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用に積極的に取り組んでおります。

また、医薬品の供給が不安定な状況を踏まえ、一般名処方(主にジェネリック医薬品の処方)をすることで、銘柄によらず供給・在庫の状況に応じ調剤し、患者さまに適切に医薬品を提供します。

ただし、医薬品の供給状況によっては、お渡しするお薬を変更する可能性があります。

お薬についてご不明な点がございましたら、医師までご相談下さい。